

建築基準法第6条の2第1項の規定による

# 確認済証

第 SJK-KX205431430 号  
令和3年3月12日

株式会社 日創  
代表取締役 横目 満 様

一般財団法人さいたま住宅検査センター  
理事長 岩崎 康夫



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

## 記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

さいたま市桜区新開1丁目97番5

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 建築物の名称	(株) 日創新開1丁目新築工事		
(2) 主要用途	一戸建ての住宅		
(3) 工事種別	新築		
(4) 延べ面積	a. 申請部分	110.74	m <sup>2</sup>
	b. 申請以外の部分	0.00	m <sup>2</sup>
	c. 合計	110.74	m <sup>2</sup>
(5) 申請棟数	1 棟		
(6) 主たる建築物の構造	木造		
(7) 主たる建築物の階数	地階を除く階数（地上階数）	3	階
	地階の階数	0	階

3. 確認を行った確認検査員氏名

斉藤 誠

4. 適合判定通知書の番号

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第 SJK-KA205430620 号



# 設計検査に関する通知書(新築住宅)

(フラット35、財形住宅)

次表の申請に係る住宅の設計検査は、検査の結果、合格と判定したので通知します。

設計検査合格日: 令和 3 年 3 月 12 日

第 SJK-F20540439 号

フリガナ	カブシキガイシャ ニッソウ ダイヒョウトリシマリヤク ヨコメツル	検査機関名及び責任者職名
申請者名	株式会社 日創 代表取締役 横目 満	一般財団法人 さいたま住宅検査 理事長 岩崎 康夫 検査機関コード 1101
建設の場所(地名地番)	さいたま市桜区新開1丁目97番5 (株)日創新開1丁目新築工事	
連絡事項	<p><b>【共同建て(分譲住宅)】の場合</b> フラット35登録マンションの希望</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>	
	<p><b>【共同建て(分譲住宅)】の場合の条件</b></p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 機構の定める技術基準である維持管理基準に適合することが条件となります。 竣工現場検査申請時に、次の書類を追加提出して、当該基準に適合していることの確認を受けてください。</p> <p><b>【提出書類】</b> ・管理規約案又はマンション管理規約事前確認通知書(写) 2通 ・長期修繕計画書案 2通</p>	
	<p><b>フラット35S【優良な住宅基準(省エネルギー性)】(金利Bプラン)を利用する場合の条件</b></p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 次の書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。</p> <p><b>【提出書類 2通】</b> ・所管行政庁が交付する基準適合住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類</p>	
	<p><b>フラット35S【特に優良な住宅基準(省エネルギー性)】(金利Aプラン)を利用する場合の条件</b></p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。</p> <p><b>【提出書類(次のいずれか) 2通】</b> ・所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であること又は集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類 ・所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類 ・登録建築物調査機関が発行した「住宅事業建築主基準に係る適合証」(一戸建ての住宅に限ります。)</p>	
	<p><b>フラット35S【特に優良な住宅基準(耐久性・可変性)】(金利Aプラン)を利用する場合の条件</b></p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 所管行政庁が交付する「長期優良住宅の認定通知書」の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。</p>	
	<p><b>【一戸建て等】の場合</b> 住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査省略の希望</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	

注1) フラット35Sの適用については、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行っていただく必要があります。

注2) フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要となります。

注3) 設計検査申請時にフラット35登録マンションを希望している場合、この通知書が発行されたら速やかに機構担当窓口へ登録手続をしてください。

注4) 申請住宅についての設計検査に関する通知は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の性能を保証するものではありません。